

## 第4期鶴岡市障害福祉計画（案）への主なご意見とそれに対する市の考え方

No	意見概要	件数	意見に対する市の考え方
1	<p>乳幼児期においては早期発見、早期療育の体制や障害受容へのサポートが充実しているが、学齢期においては十分な体制がとられていないと思う。</p> <p>学齢期においても相談支援体制の充実と療育支援の充実を図ってほしい。</p> <p>特に、未診断、サービスを使っていない子どもの支援体制が一人ひとりになれるといい。</p>	3件	<p>学齢期の支援体制については、第4期計画の第7章と第8章に記載してあるとおりですが、ライフステージに応じた支援体制の構築は今後さらに深化させていく必要があると考えています。</p> <p>特に、学齢期の学校教育の分野以外での支援や未診断、サービス利用者以外の子ども支援については、平成27年度から始まる子ども子育て支援法の新規事業として「利用者支援事業」などもあることから、子ども子育て新制度や放課後子どもプランにかかる放課後支援等との連携が大変重要になってくると考えています。</p> <p>また、障害受容のサポートについては、障害受容そのものが壁となって、支援につながらない場合もあるなど、非常にデリケートな課題であり、第4期計画にも記載しましたが、敷居の低い、相談支援体制が求められていると考えています。</p>
2	<p>第7章の子どもの発達支援について</p> <p>第8章 障害者支援体制の充実の柱の一つに「発達障害支援体制の構築」</p> <p>今後この視点での施策が充実することを期待する。</p>	2件	<p>計画実現に向けて努力していきたいと考えております。特に、支援の中核となる「児童発達支援センター」の設置に向けて検討を進めてまいりたいと思います。</p>
3	<p>第3期計画の中には、ひきこもり対策の項があり、施策の方向性も出されていましたが、第4期計画から削除された理由を教えてください。</p> <p>障害福祉計画から外すのであれば、「ひきこもり対策指針」など、本市におけるひきこもりへの施策を策定してください。</p>	2件	<p>削除した理由</p> <p>第3期計画の方向性は途切れるものでなく、第4期計画にも引き継がれているものです。第3期計画では、「ひきこもり」状態となっている障害者について、確定診断される前の障害や疾病による「ひきこもった」状態、あるいは、病状等が悪化した状態として捉え、項立てをして方向性を示したものであり、第4期計画では、第8章の「発達障害支援体制の構築」に包含されているものです。</p> <p>市としての考え方</p> <p>社会問題となっている「ひきこもり」の対策は、「障害」という捉えでは捉えきれない、大きな課題であると考えています。特に、「相談、訪問支援、居場所、体験、生活、就労」といった支援の一連の流れで、多くの支援者と多職種による「縦と横の連携」が非常に重要であると考えます。</p> <p>平成27年度には、ひきこもりの相談窓口を設置し、ひきこもり対策委員会の設置についても前向きに検討を進めることとなっているものであり、この委員会において「ひきこもり対策指針」等の方向性や年次計画の方向性などを検討したいと考えています。</p> <p>60頁の「施策の方向性」を下記のとおりご意見を反映します。</p>

No	意見概要	件数	意見に対する市の考え方
			<p>○不登校やひきこもりには確定診断がなされる前の精神障害（発達障害を含む）が含まれている可能性があると考えられているため、自立支援センター「巣立ち」で実施されているひきこもり相談や県が実施する「地域若者安心生活構築推進事業」の相談支援拠点と連携するとともに、<u>本市のひきこもり相談窓口を設置し、ひきこもり対策委員会などにより窓口機能を強化し、必要に応じて関係機関につないだり、障害が疑われる方の受診勧奨や障害福祉サービスによる支援を行います。</u></p>
4	<p>単なるコーディネートでなく、対象者の実態（医療、就学、家庭の経済状況）に対応できる相談体制が必要です。</p> <p>59頁の 「ライフステージに応じた支援・一貫したコーディネートできるような相談支援体制が」 ↓ 一貫性と継続性が保障される相談支援体制が・・・としてどうか？</p>	1件	<p>ご指摘のとおりご意見を下記の通り計画書に反映します。</p> <p>59頁</p> <p>① ライフステージに応じた支援</p> <p>本市の現行体制は、ライフステージ別、分野別に支援が分化されています。支援が専門化するというメリットはありますが、障害者本人にとっては、必要な支援が途切れる場合もあり、支援が途切れることで地域生活の継続が困難になり、不登校やひきこもり、うつ状態などの二次的な障害になる可能性があります。</p> <p><u>様々な支援機関による支援が途切れないよう、幼児期からライフステージ全体を通して一貫性と継続性が保障される相談支援体制が必要となっています。</u></p>
5	<p>発達障害のライフステージにおける連携の中で、義務教育での特別支援教育と高校以降の支援教育に落差があります。</p> <p>後期中等教育との連携を深め、高校での不登校や中退、その後の経過等についても切れ目のない支援体制を確立する必要があります。</p> <p>60頁 「②就学期 ・・・資質の向上を図っております。（この後に追加）」 ↓ また、思春期後半から就労へ適切に移行できるよう、後期中等教育との連携を深め、そのための相談体制を充実させます。 を追加してはどうか？</p>	1件	<p>ご指摘のとおりご意見を下記の通り計画書に反映します。</p> <p>③ 就労期</p> <p>発達障害者への生活支援は、障害福祉サービスによる自立訓練（生活訓練）があります。就労支援は、一般就労では、ハローワークや職業訓練センターでの支援があります。また、福祉的就労支援は、障害福祉サービスによる就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型のほかに、就業・生活支援センター等が支援を行います。しかしながら、提供体制は十分と言えずサービス提供事業所の新設を促進していく必要があります。</p> <p><u>また、思春期後半から就労へ適切に移行できるよう、後期中等教育との連携を深め、そのための相談体制を充実する必要があります。</u></p>